

# Takahata

広報たかはた

1  
令和 3 年・2026  
No. 1095



新年謹賀





令和7年中のさまざまな場面を切り取り、組み写真に仕上げました。本年もみなさんにとって良い年になりますようお祈りいたします。

### 人口と世帯数

人口…20,955人(-22)  
男…10,304人(-11)  
女…10,651人(-11)  
世帯数…7,825(-5)

令和7年12月1日現在  
( )内は前月との比較

# 広報たかはた

## CONTENTS -目次-

- P 3 新年のご挨拶
- P 4 町・県民税の申告をお願いします
- P 9 町からのお知らせ
- P 16 民生委員・児童委員はあなたの身近な相談員です
- P 20 くらしの情報
- P 32 わらじみこし祭り・お斎灯焼き

## 連載コーナー

- P 23 もつくる子育て通信
- P 24 まちの話題あれこれ
- P 27 図書館に行こう!
- P 28 紹介します!地域のつながり・協力隊通信
- P 29 防災コラム
- P 30 文芸投稿作品
- P 31 くらしの連絡帳



高島町 公式

- ホームページ



高島町 公式 SNS

町の身近な情報や出来事など、魅力的な情報をタイムリーに発信しています。

※通信料は利用者負担です。



LINE



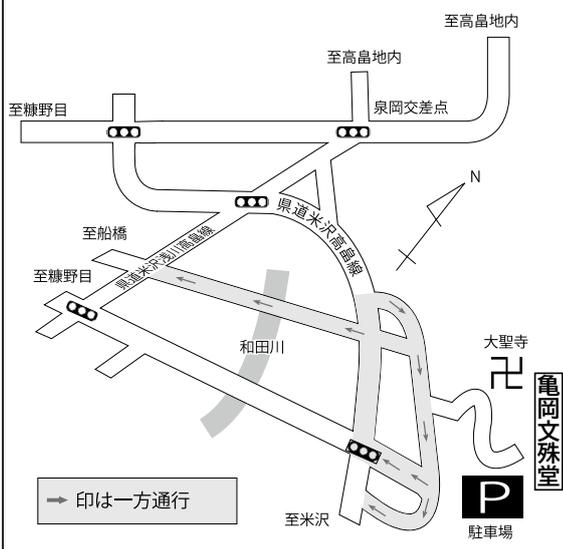
Instagram

「広報たかはた」は、区長さん等を通して町のみなさんにお配りしています。お届けが発行日(毎月1日)を過ぎることがありますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

## 亀岡文殊 元朝参り交通規制

【交通規制日時】  
1月1日(祝)8時~16時

◆誘導員の指示に従って通行してください。



## 高島町「消防出初式」

町の無災害を祈念するとともに、明るい町づくりと防災意識の啓発のため、新春恒例の「消防出初式」を行います。町火消しの心意気をぜひご覧ください。

- ◆日時/1月10日(土) 10時~11時30分
- ◆場所/高島町多目的広場(出入口を西側1か所だけに制限)
- ◆内容/消防団員および消防車の行進・纏振りと祝賀放水・式典・振舞餅配布

### 出初式交通規制

【交通規制日時】  
1月10日(土)  
区域①中橋北側から三郎薬局前  
9時30分~10時30分  
車両通行止め  
区域②会場北側と南側の道路  
(多目的広場沿いは歩行者含む)、会場西側の歩道  
9時30分~11時30分  
全面通行止め  
【多目的広場駐車禁止日程】  
1月9日(金)13時~10日(土)13時



車両は斜線部の区域が通行止めとなりますので、迂回等のご協力をお願いします。  
※一般の人の駐車場は、高島小学校駐車場になります。

高島消防署消防係 ☎(52)1505

2026年(令和8年)

# 新年のご挨拶



高畠町長  
高梨 忠博

あけましておめでとうございます。皆様におかれましては、輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、新庁舎での本格的な行政運営が始まり、町制施行一三〇周年、町村合併七〇周年という節目を迎えた年でした。令和八年は、この節目を経て、次の時代への歩みを進める重要な年となります。第六次高畠町総合計画の理念である、「町民一人ひとりがしあわせを実現できるまちづくり」・「町民が高畠町に住んでいることを誇りに思えるまちづくり」をしっかりと胸に刻み、以下の四つを重要な視点として力強く歩んでまいります。

- 一、人を育て、人がつながる、持続可能なまちづくり
- 二、地域経済の再生と産業振興
- 三、安心・安全で持続可能な生活基盤の確立
- 四、効率的で持続可能な行財政運営

本年も、皆様方のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。新年のあいさついたします。



高畠町議会議長  
関 陽介

あけましておめでとうございます。町民の皆様には、議会活動にご理解とご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

近年、世界、国内情勢は予断を許さず、私たちを取り巻く環境は激しさを増しております。そのような中、まずは無事に歳神様をお迎えできたことに感謝いたします。

今年の干支は丙午(ひのえうま)となります。「丙」は情熱、強い意志を象徴し、「午」は行動力やスピード、エネルギーを意味します。この二つの組み合わせである丙午には、「情熱と行動力で道を切り開く」といった縁起の良い年と言えます。

議会としましては、皆様の声を行政に届け、情熱と行動力で道を切り開いて参ります。

新しい年のはじめにおもふこと

ひとつ心につとめて行かな 斎藤 茂吉

新しい年が、皆様にとりまして佳き年となりますように。

# 申告

申告期限 3月16日(月)

## をお願いします

### 1 申告とは

- ◆確定申告：所得税の納付が必要な場合や還付を受けようとするときに申告が必要となるもの
  - ◆町県民税申告：確定申告が不要で、給与・公的年金以外に収入があるときに申告が必要となるもの
- ※確定申告書を提出すれば町県民税申告書も提出されたものとみなされます。

**適正な課税のため、申告が必要な人は必ず期限までに申告してください。**

**【事業主のみなさんへ】**

**※早めにご提出ください**

令和8年度(令和7年分)「給与支払報告書」の提出期限 **2月2日(月)**

### 2 申告のフローチャート診断

◆問合せ先/税務課住民税係 ☎(52)4477

令和7年中(令和7年1月1日～12月31日)に収入はありましたか？

※遺族・障害年金、失業保険、定額減税補足給付金等の非課税所得は除く

はい

給与・公的年金以外(営業・農業・不動産・配当・譲渡等)の収入がありましたか？

いいえ

はい

いいえ

#### その他の収入があった人

- 次に該当する場合は申告が必要です。  
営業・農業・不動産・配当・譲渡等の収入があった人
- ※給与または年金以外の所得が20万円を超える人は、確定申告が必要です。

#### 収入がなかった人

- いずれかに該当する場合は申告が必要です。
- ①国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入している
- ②児童手当や児童扶養手当等の医療・福祉関係の行政サービスを受けている
- ③所得・課税(非課税)証明書が必要である

◎給与収入のみの人→Aへ ◎公的年金等による収入があった人→Bへ

#### A 給与収入のみの人

- いずれかに該当する場合は申告が必要です。
- ①給与収入のみで、令和7年の途中で退職し、再就職しなかった人
- ②2か所以上の勤務先から給与の支払いを受け、確定申告しない人
- ③給与収入のみで、勤務先から町に給与支払報告書が提出されていない人
- ※提出されているか不明な場合は、勤務先にご確認ください。

#### B 公的年金等による収入があった人

- 次に該当する場合は申告が必要です。  
医療費控除や生命保険料控除等の所得控除を受ける人
- ※公的年金収入が400万円を超える人、公的年金以外の所得の合計が20万円を超える人は、確定申告が必要です。

**【町県民税申告書を提出しなくてもよい人】**

- ◎税務署に令和7年分の所得税の確定申告書を提出した人
  - ◎給与収入のみの人で、勤務先で年末調整が済んでおり、勤務先から町に給与支払報告書が提出済みの人
- ※提出されているか不明な場合は、勤務先にご確認ください。

**【税務署での申告が必要な人】**

- ◎住宅借入金等特別控除を初めて適用される人
  - ◎雑損控除を適用される人
  - ◎土地・建物の交換があった人
  - ◎青色申告をする人
- ※税務署での申告には事前予約が必要です。詳細は、二次元コードからご確認ください。



▲確定申告会場へ来場を考えている人へ

**3 申告書の送付について**

◆問合せ先/税務課住民税係 ☎(52)4477

申告書は、昨年の申告状況をもとに1月下旬に送付を予定しています。昨年と収入の状況が変わった人は、申告書が届かなくても申告が必要な場合がありますので、今一度ご確認ください。

※町ホームページから申告書様式をダウンロードできます。郵送希望の場合はご連絡ください。

**4 自身での申告書の作成を推奨しています**

毎年申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただいています。自宅のパソコンやスマートフォンにて自身での確定申告書、町県民税申告書の作成にご協力ください。

今回の申告から、町県民税申告についても「マイナンバーカード」を利用した電子申告が開始します。申告書の記載・印刷・郵送等も不要となりますのでぜひご利用ください。

**【確定申告】**

□次のいずれかの方法で作成し提出してください。

- ◎国税庁の「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成する。
- ◎確定申告書に必要事項を記入し作成する。

◆提出先/税務署

自宅からの【スマホ申告】が  
便利です！



**【町・県民税申告】**

□次のいずれかの方法で作成し提出してください。

- ◎町ホームページから「町・県民税申告書様式」をダウンロードし作成する。
- ◎送付された町・県民税申告書を使用し作成する。
- ◎eLTAXから「マイナンバーカード」を利用して作成する。※詳細は下記二次元コードをご覧ください。

◆提出先/税務課



申告についての詳細や、町・県民税申告書様式のダウンロードは、右記二次元コードから町ホームページをご覧ください。



**5 申告相談について**

◆問合せ先/税務課住民税係 ☎(52)4477

申告相談を開催します。期間内は町県民税申告に加えて確定申告も受け付けていますので、自身で申告をするのが難しい人はぜひご活用ください。

◆場所/高島町役場大会議室(1階)

◆その他/大型除雪車による早朝作業を行っています。8時前の来場はご遠慮ください。また、混雑緩和のため、行政区ごとに相談日を指定しています。なるべく指定日の来場をお願いします。

※指定日以外の相談は、指定日の行政区の人が優先となります。

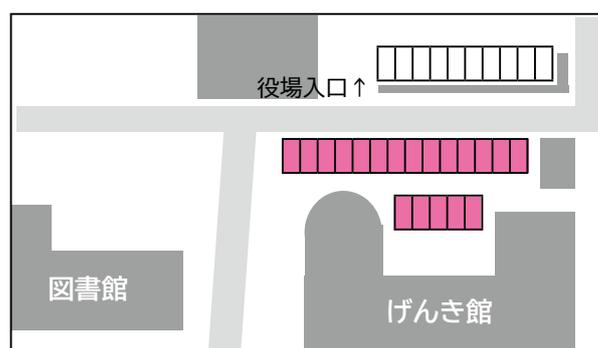
※日程表は次ページをご覧ください。

## 日程表

月日	曜日	午前の部	午後の部	地区
		受付時間／8時30分～11時 申告相談／8時45分～	受付時間／正午～15時 申告相談／13時～	
2/9	月	給与・年金のみの所得者で、還付申告(医療費控除等)のある人のみ		全地区
10	火			
12	木	大町一・大町二・幸町一	大町三・泉岡	高島
13	金	金原湯在家・金原熊の前・金原新田	幸町二・幸町三・塩森	
16	月	青葉町・鳥居町	横町・桜木町・北目	
17	火	御入水・蛭沢・入蛭沢・飯森	荒町一・荒町二・駄子町	
18	水	旭町・緑町・元町	安久津一・安久津二	
19	木	小郡山・高安・元町三	弥生町	
20	金	大笹生・竹上・竹中	中才・館の内・三条目・川沼	屋代
24	火	細越・山越・竹下・竹向	東本町・西本町・屋代山崎・柏木目	
25	水	野手倉・日向・根岸	桐町・相森	
26	木	時沢・深上・西館	中組・砂押・大新	
27	金	亀岡一・亀岡二・亀岡三・亀岡四	露藤上・中島南・中島北	亀岡
3/2	月	入生田西・入生田北	入生田南・露藤中・露藤下・船橋	
3	火	上和田第二・上和田第三・下和田北・下和田南	川北上・中和田東部・川北下	和田
4	水	上和田第一・両組・海上小倉・立石	中和田西部・元和田北・元和田西	
5	木	下和田十二・馬頭東・馬頭西	佐沢上・佐沢下・南佐沢	
6	金	共栄・家中・元山崎	下町	糠野目
9	月	仲町・宮町・夏刈	上町・上平柳・上山崎	
10	火	三軒屋・本町	小其塚・駅前	
11	水	中瀬・石岡・駅東	蛇口・西町	
12	木	津久茂・若葉平	沢口	
13	金	上駄子町・弁天前	下宿・上宿	二井宿
16	月	田沢・筋	中・入	

### 申告相談に来場する際の駐車場について

期間中に申告相談に来場されるみなさんは、役場正面の駐車場ではなく、**げんき館北側の駐車場(右の図のピンクの部分)**をご利用ください。ご不便をお掛けしますがご協力いただきますようお願いします。



【本人が申告書を提出する場合】

- 送付された申告書または確定申告のお知らせハガキ
  - マイナンバー確認に必要なもの
  - 所得が確認できるもの  
給与や年金の源泉徴収票、報酬等の支払調書、  
営業・農業・不動産の収入がある場合は収支内  
訳書、帳簿、領収証 等
  - 所得控除の資料となるもの  
医療費控除の明細書、社会保険料(国民年金等)、  
生命保険料(個人年金保険料を含む)、地震保険  
料、小規模企業共済掛金支払証明書、障害者手  
帳等の福祉手帳 等
- ※所得や控除の証明書は、令和7年に収入があつたもの、支払いを行ったものが対象となります。

【代理人が申告書を提出する場合】

- 申告者のマイナンバー確認に必要なもの
- 代理権を確認できる書類(委任状等)  
※同一世帯員の場合は不要
- 代理人の身元確認書類またはマイナンバーカード

※令和2年分から、領収書の添付では医療費控除を受けることができません。医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書の作成が必要になりますので、事前に作成してください。また、申告相談時間の短縮のため、収支内訳書の事前作成にもご協力ください。

## 6 申告相談を予約することができます！

お持ちのパソコン・スマホから希望日を選択し、簡単に申告日時を予約することができます。待ち時間の短縮となりますのでぜひご利用ください。

※予約以外にも従来どおり受付順にて相談が可能です。

<p><b>予約可能 申告相談期間</b> : 2月12日(木)～3月16日(月)</p> <p>■予約可能時間／午前の部 8時45分～、9時15分～、9時45分～、10時15分～、10時45分～ 午後の部 13時～、13時30分～、14時～、14時30分～</p> <p>■予約方法／URL または右記の二次元コードにアクセスしご予約ください。 <a href="https://logoform.jp/form/Us5A/1312618">https://logoform.jp/form/Us5A/1312618</a></p> <p>■予約開始日／1月22日(木) 9時～</p> <p>■その他／予約は希望日の前々日の23時59分まで可能です。当日は予約時間の5分前までに会場へお越しください。そのほか詳細は事前予約サイトをご覧ください。</p>	<p>※給与・年金のみの所得者で、還付申告者のみを対象とした2月9日、10日は事前予約の受付対象外です。</p> <p>申告相談の事前予約はこちらから▶</p> 
--	--

## 7 米沢税務署からのお知らせ ◆問合せ先/米沢税務署 ☎(22)6320

申告相談の際はマイナンバーカードを忘れずに！

マイナンバーカードの署名用電子証明書のパスワード(英数字6～16文字)と、利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4桁)は、確定申告で使用しますので、大切に保管してください。

◆注意◆ 電子証明書が失効している場合、スマホ申告・税務署での申告ができません。住所地の市町村で電子証明書の更新申請を行ってください。

【申告に関する問合せ先】 米沢税務署 ☎(22)6320 税務課 ☎(52)4477

【マイナンバーに関する問合せ先】 町民課 ☎(52)1345 ※受付：平日8時30分～17時

## 8 介護保険による税控除のお知らせ

◆問合せ先/税務課住民税係 ☎(52)4477

令和7年中に介護保険サービスを利用して負担した利用料の中に医療費控除の対象になるものがあります。

◆控除を受ける方法/確定申告時に「医療費控除の明細書」を作成し添付する。

※介護保険サービスの領収書に医療費控除となる金額が記載されています。

利用したサービス	医療費控除の対象
特別養護老人ホーム	介護保険利用者負担分(1割または2割または3割)および食費、居住費負担分として支払った額の2分の1相当額
介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設サービス費にかかる自己負担額</li> <li>個室、特別室の使用料(診療または治療を受けるため、やむを得ず支払うものに限る)</li> </ul>
在宅サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>居宅サービス計画に基づいて利用した、下記の居宅サービスでの自己負担額                             <ul style="list-style-type: none"> <li>◎訪問看護 ◎訪問リハビリテーション ◎居宅療養管理指導</li> <li>◎通所リハビリテーション ◎短期入所療養介護(ショートステイ)</li> </ul>                             ※指定居宅事業者が発行する領収書に、医療費控除の対象となる金額が記載されています。                         </li> <li>上記サービスと併せて利用のもの                             <ul style="list-style-type: none"> <li>◎訪問介護(生活援助中心型を除く) ◎訪問入浴介護 ◎通所介護(デイサービス)</li> <li>◎小規模多機能型居宅介護支援 ◎短期入所生活介護(ショートステイ)</li> <li>◎地域支援事業の訪問型および通所型サービス(生活援助中心型を除く)</li> </ul> </li> </ul>

## 【おむつ使用証明書が役場で発行できます】

◆問合せ先/福祉課介護保険係 ☎(52)1288

介護保険の要介護認定を受けている人で、おむつ代の医療費控除を受ける場合は、次の条件に該当すれば、町で証明書(1通400円)を発行することができます。

◆発行条件/介護保険要介護認定で使用する主治医意見書の下記の①~③すべてに当てはまるもの

①令和7年1月1日以降に作成されたもの

②障がい高齢者の日常生活自立度(ねたきり度)がB1以上

③失禁への対応としてカテーテルの使用、または尿失禁発生の項目が記載されたもの

※介護保険の有効期間が13か月以上あり、おむつを使用した当該年に主治医意見書が発行されていない場合に限り、前年もしくは前々年の主治医意見書で判定します。

※おむつを使用したその年に受けていた要介護認定および当該認定を含む複数の要介護認定の有効期間(おむつを使用したその年以降に限る)が連続して6か月以上であれば、当該認定の際の主治医意見書で判定し、要介護認定の有効期間内に使用したおむつ代のみ医療費控除の対象になります。

※令和7年中におむつ使用者が亡くなった場合でも、上記の条件を満たせば死亡日までに使用したおむつ代は医療費控除の対象となります。

## 9 医療費控除にお使いください

高島町国民健康保険では、「医療費控除の明細書」として活用できる年間分の「医療費のお知らせ」を発行しています。

◆発送/2月上旬予定

◆対象期間/令和6年11月~令和7年10月診療分

※次の場合は、別途領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成してください。

- ①「医療費のお知らせ」に未記載の医療費がある場合(令和7年11月、12月診療分等)
- ②高額療養費等の払い戻しを受けている場合
- ③「医療費のお知らせ」の記載内容に訂正や追記が必要な場合

〒999-9999  
山形県東部圏高島町大字高島000番地  
高島 太郎 様

保 険 者	高島町
被保険者記号・番号	628・12345

このお知らせは、医療費や保険料(税)の請求書ではありません。  
医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができます。  
※令和6年11月から令和7年10月までの1年間にかけた医療費を表示しています。  
※裏面もご覧ください。

### 国民健康保険の医療費のお知らせ

あなたのご家庭で病気や負傷のために国民健康保険で受診された医療費をお知らせします。  
ご家庭の医療費がどのくらいかかっているかをご確認いただき、健康管理に対する関心を高めていただくとともに、健康な家庭をつくるための参考にしてください。

【お問い合わせ先】  
〒992-0392  
山形県東部圏高島町大字高島436番地  
高島町 町民課 医療給付係  
TEL 0238-52-1327

医療を受けた方	医療機関等の名称	全部昇	医療費の区分	日数	医療費の総額(円)	支払った医療費の総額(円)*
高島 太郎 様	〇〇病院	6/12	内科入院	10	682,000	35,400*
高島 太郎 様	〇〇病院	6/12	食費	30	20,000	6,300
高島 太郎 様	〇〇病院	7/01	歯科診察	3	32,368	11,208
高島 花子 様	〇〇眼科	7/03	眼科診察	2	14,958	4,478
高島 花子 様	〇〇調剤	7/03	調剤	2	3,258	978

◆問合せ先/

○お知らせの発行に関すること

町民課医療給付係 ☎(52)1327

○医療費控除の申告に関すること

税務課住民税係 ☎(52)4477



## 20歳になったら国民年金

☎町民課住民年金係 ☎(52)1345 米沢年金事務所 ☎(22)4220

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。20歳以上60歳未満の人は加入することが義務付けられており、20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。

原則として、保険料を納めなければ年金を受け取ることができませんが、保険料を納めることが困難な人のために保険料免除制度があります。

### 国民年金のポイント

#### ①将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため、安定しています。また、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

#### ②老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障がいが残ったときに受け取れます。また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある配偶者」や「子」)が受け取れます。

### 「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

#### 【学生納付特例制度】

学生で、本人の所得が一定額以下の場合、在学中の国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

◆**対象者**／学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する人

#### 【納付猶予制度】

学生でない50歳未満の人で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受け取ることができない場合があります。また、学生納付特例制度・納付猶予制度のほか、免除制度もあります。

詳しくは日本年金機構のホームページ(<https://www.nenkin.go.jp>)をご覧ください。

国民年金のご相談・手続き等については、町民課または米沢年金事務所までお問い合わせください。



▲日本年金機構ホームページ



## 令和7年度高島町リーダー経営人財育成塾 第4期卒塾式

☎企画課地域活力共創係 ☎(52)1112

常に変化し続ける市場環境に適応し、地域経済を発展させる次世代のリーダー経営人財を育成するべく、昨年7月に開講した「高島町リーダー経営人財育成塾」。卒塾式では、第4期の受講生6人が自社の経営課題や経営者としての覚悟、町の将来像に6か月間向き合い作成した自社の事業構想(中期経営計画)をプレゼンします。

どなたでも参加できますので、高島町の次世代を担うみなさんの発表をぜひご覧ください。

◆**開催日時**／1月31日(土)9時30分～12時30分 ◆**場所**／文化ホールまほら ホワイエ

広告

**TAKAMAN**

有限  
会社

**高万商店**

☎高島町大字根岸273 ☎0238-52-4354

事業所だけではなく、  
**家庭ゴミも**  
取り扱っております。





**冬季間の踏切事故に注意しましょう**

町民課生活安全係 ☎(52)4471

冬季間は、積雪や路面の凍結により踏切や線路上への進入事故が多発します。通勤通学やお出かけの際には、十分注意して通行しましょう。

**【踏切付近での注意点】**

①路面凍結によるスリップに備え、踏切の手前で十分に減速し、手前で必ず一旦停止し、安全を確認してから渡りましょう。また、積雪等により踏切が確認しにくい場合があります。誤って線路に進入しないよう、しっかり確認してから通行しましょう。



②警報機が鳴ったら、踏切内への無理な進入はやめましょう。

③踏切内に閉じ込められた場合は、そのままゆっくり車を前進させてください。(遮断棒は、車で押せば前方に跳ね上がります。)



④踏切内で動けなくなった場合は、まず列車に危険を知らせて列車を止めてください。



**◎非常ボタンがある場合**

カバーの上から強く押してください。

**◎非常ボタンがない場合**

発炎筒や赤色の物を利用し大きく手を振る等して危険を知らせてください。

※脱出後は、最寄の駅に連絡してください。

**1～11月末の交通事故発生状況**

	発生件数(増減)	死者数(増減)	負傷者数(増減)
高島町	43(+1)	0(±0)	51(+1)

※増減は前年同時期との比較です



**1月16日(金)まで！  
ふるさと納税型クラウド  
ファンディングに挑戦中です**

町商工観光課商工ブランド戦略係 ☎(52)2019

「青竹ちょうちんまつり第60回記念プロジェクト」として夜空に舞うドローンアートを実施するために、ふるさと納税型のクラウドファンディングに挑戦中です！町内の人も「応援寄附(返礼品なし)」を選択することで寄附が可能です。

寄附や本プロジェクトの情報拡散(SNS等での発信)に、引き続きご協力をお願いします。

※広報たかはた 12月号では概要を掲載していますので、あわせてご覧ください。

詳細はこちら▶



**献血バスが高島町役場に来ます**

健康子育て課健康推進係 ☎(52)5045

献血は病気と闘う人たちの大きな助けになります。より多くのみなさんのご協力をお待ちしています。

実施するのは **400ml 献血のみ**のため、体重 50 kg 以上の人が対象です。

◆日時／1月26日(月)

9時30分～11時30分、13時30分～16時

◆場所／高島町役場

**【Web またはアプリで事前予約をするメリット】**

- ・予約時間に優先的に受付、献血ができます。
- ・献血当日の朝5時から事前に問診の回答ができます。※事前問診は、システム反映まで時間がかかります。来場の15分前までに回答を済ませてください。

**【事前予約について】**

◆予約期間／1月12日(祝)～25日(日)17時まで(予定)

※予約開始日は変更となる場合があります。予約枠に限りがあるためお早めに予約してください。

※事前予約がなくてもご来場いただけます。



▲予約/問診の回答はこちら



▲献血基準についてはこちら



▲献血をご遠慮いただく場合



**第72回文化財防火デー**

高島消防署予防係 ☎(52)1505

毎年1月26日は、「文化財防火デー」です。昭和24年1月26日、最古の木造建築物である法隆寺金堂で火災が発生し、壁画が焼失したことをきっかけに定められたものです。高島町にも安久津八幡神社をはじめとする貴重な文化財が数多く残されており、この財産を火災から守り未来へと伝えるためにも、防火啓発に向けたご理解とご協力をお願いします。

なお、次の日程で防火訓練を行いますので、火災と間違わないように注意してください。

**【防火訓練】**

◆日時／1月25日(日) 13時15分～

◆場所／安久津八幡神社境内

◆参加者／高島町消防団第一分団、鳥居町自警団、高島消防署

※悪天候、災害発生時は中止となる場合があります。

**募集** **会計年度任用職員募集**  
 〇総務課総務係 ☎(52)4475  
 〇公立高島病院総務課 ☎(52)1500

令和8年度の会計年度任用職員を募集します。詳細は、町ホームページ等をご覧ください。

- ◆**募集職種**／事務補助員、介護認定調査員、保育士、水田農業推進員、特別支援教育支援員、図書館司書、文化施設事務職員、看護補助者 ほか
  - ◆**給与**／報酬、通勤手当相当額、時間外勤務報酬および期末勤勉手当 ※報酬は職種によって異なります。
  - ◆**受付期間**／1月9日(金)～27日(火)(必着)
  - ◆**申込方法**／指定の申込書に希望する職種および必要事項を記入し提出してください。
- ※申込書は、総務課および町民課窓口、げんき館、各地区公民館、生涯学習館、町立図書館、屋内遊戯場「もっくる」、公立高島病院、町ホームページから入手できます。※1月9日(金)以降に配布します
- ◆**申込先**／町・町教育委員会：町総務課  
 公立高島病院：公立高島病院総務課

**お知らせ** **★提出締切 1月20日(火)**  
**検診世帯調査票の提出をお忘れなく**  
 〇健康子育て課健康推進係 ☎(52)5045

対象世帯に「検診世帯調査票」をお送りしました。この調査票は、みなさんが令和8年度の各種検診をどのように受けられるのか調査するためのものです。この調査をもとに、検診の案内を送付しますので、忘れずに提出してください。

また、受診状況や意向確認のため、**検診を希望しない場合もご提出ください。早めの提出で出し忘れを防ぎましょう。**

- ◆**対象者**／男性…令和9年3月末時点で20歳、30歳および40歳以上の人  
 女性…令和9年3月末時点で20歳以上の人
- ◆**検診内容・料金等**／同封のチラシをご覧ください。※調査票は、対象者の意向を確認してご記入ください。

◆**提出方法**／同封の返信用封筒にて、各世帯で郵送または直接げんき館へ提出  
 ◆**提出締切**／1月20日(火)

**お知らせ** **市民公開講座 軽度認知障害(MCI)とは？～認知症の早期診断からケアまでつなげよう～**  
 〇福祉課地域包括ケア係 ☎(52)4495

軽度認知障害(MCI)は、その一部がのちに認知症になる場合もある状態のことです。軽度認知障害(MCI)を理解し、治療・ケア・支援できる地域社会を目指すために、みなさんもぜひこの機会に学んでみましょう。

- ◆**日時**／2月15日(日) 14時～15時30分 ◆**場所**／天童市市民文化会館 大ホール ◆**参加費**／無料
- ◆**内容**／【**基調講演**】～軽度認知障害(MCI)と認知症はちがうのですか？～

◎講師：伊関 千書 先生(東北大学医学系研究科 高次機能障害学分野 講師)

◎座長：太田 康之 先生(山形大学医学部内科学第三講座 神経学分野 教授)

※伊関先生は公立高島病院非常勤医師でもあり、太田先生は令和3年度に高島町と山形大学医学部第三内科との共同プロジェクト(げんきな脳と歩行プロジェクト)を開催しています。

【**ケア・看護**】～MCIからのケアも含めた看護～

◎講師：我孫子 久美 先生(公立高島病院看護部 認知症看護認定看護師 外来部門副看護師長)

◎座長：小林 良太 先生(山形大学医学部 精神医学講座 准教授)

【**行政**】～困る前にどうする？困ったらどうする？～

◎講師：大江 祥子 氏(社会福祉士 主任介護支援専門員)

◎座長：中嶋 信人 先生(北村山公立病院 脳神経内科 医長)



先着300人に資料を配布!

広告

**鍼灸専門治療院**  
**まほろば鍼灸院**  
 時間予約制 電話 0238-52-4533  
 午前9:00～12:00 午後2:30～4:30  
 【休診日】木曜日・日曜日・祝日  
 交通事故保険治療ご相談下さい  
 〒992-0302 高島町大字安久津2368-1  
 鍼灸師 平田 朋子  
 (全日本鍼灸学会認定鍼灸師・認定心理士・介護予防運動指導員)

司法書士・土地家屋調査士・行政書士  
**高橋秀一事務所**  
 ☎0238-52-3400  
 〒992-0332 高島町大字相森81番地8

高橋秀一事務所  
 町役場 ● 郵便局  
 県道高島川西線 ヤマザワ ●  
 ◎町役場から西に450m  
 司法書士高橋秀一事務所 検索

認知症 障がい等で判断能力がない方を支援する前に読む一冊です。転ぶ前は任意後見見、転んだら法定後見、杖をついて歩こう。

「ざっくり成年後見」  
 当事務所で作成した小冊子を無料で差し上げます!  
 さっくり成年後見 高橋秀一事務所



**外線電話の通話録音を実施します**

☎財政課財産管理係 ☎(52)2190

お知らせ

行政サービスの向上、公正かつ適切な業務執行の確保等を目的として、1月から役場外線電話の通話録音を実施します。

役場代表電話や各課直通電話に電話をおかけいただくと、録音をお知らせするアナウンスが流れ、その後電話がつながり、録音が始まります。なお、役場からの発信の場合にはアナウンスは流れませんが、通話は録音されます。

録音したデータは、個人情報の保護に関する法律および高島町個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守し適切に管理します。



**競争入札参加資格審査申請の手続きについて**

☎財政課 ☎(52)1740

お知らせ

競争入札参加資格審査申請を行っていない事業者で、令和8年度の競争入札等に参加を希望する場合は、登録(追加)の申請が必要となります。

原則郵送での提出(受付)とさせていただきますので、ご協力をお願いします。詳細は、町ホームページをご覧ください。

◆受付期間/2月2日(月)~20日(金)

◆提出方法/郵送(受付最終日の消印有効)

◆提出先/〒992-0392

山形県東置賜郡高島町大字高島

436番地 財政課

町ホームページ▶



~科学的視点で有機栽培技術を学ぶ~

**BLOF 理論で野菜づくり講座 受講者募集**

☎高島町有機農業産地づくり推進協議会(事務局:農林課) ☎(52)2086

募集

土づくりをはじめ、有機栽培の技術を経験や勘だけでなく、科学的な視点に基づき、わかりやすく解説する3回シリーズの講座です。すべてオンラインでの講義になります。

◆日時・内容/第1回 1月23日(金) 13時30分~15時30分 BLOF 理論概論

第2回 2月6日(金) 13時30分~15時30分 土壌分析と施肥設計について

第3回 2月20日(金) 13時30分~15時30分 肥料と堆肥と太陽熱養生処理

◆場所/高島町役場1階 研修室 ◆定員/18人 ◆参加費/無料

◆講師/(社)日本有機農業普及協会 代表理事 小祝 政明 氏

◆申込/電話またはメールで事務局に申し込んでください。

Mail:nourin@town.takahata.yamagata.jp



**11月の3歳6か月児健診でむし歯がなかったおともだち**

☎健康子育て課母子保健係 ☎(52)1307

健康



いの  
しょうまさん



ささと  
もかさん



さとう  
とあさん



さとう  
りつさん



すすき  
りむさん



たかはし  
ほのかさん



なおしま  
あおとさん



なかがわ  
えなさん



ほんだ  
まひろさん



わたなべ  
ゆづきさん



## 監査結果をお知らせします【財政援助団体監査】

監査委員事務局 ☎(52)2082

- ◆監査委員／八幡伸弥・菊地英雄
- ◆対象／高島町商工会 所轄課:商工観光課 ◆監査期間／令和7年9月1日～10月31日まで
- ◆監査結果／適正に行われていると認められた。
- ◆監査の主眼および手続き／監査にあたっては、監査実施計画に定めた着眼点に基づき適正に行われているかどうかを主眼に、所管課および財政援助団体から関係書類の提出を求め、書類審査および関係職員から説明と聴取を求め実施した。
- ◆監査意見／高島町商工会は、少ない職員体制の中で、年間を通して各種事業を展開し、経営改善普及や振興事業等に取り組み、商工業の振興発展・地域経済の活性化と活力ある地域づくりに大いに成果をあげている。また、商工会の会員数減少、厳しい経済状況が続いている中にあるが、商工会の各部会の活動や従来の事業執行だけでない新しい事業に取り組む等の努力が見られた。

コロナ禍から続く物価高騰等により、町内の商工業者は大変厳しい状況にあるが、引き続き経営相談や融資制度の情報提供等に力を入れてほしい。

また、町の経済を支える商工業のみなさんがさらに振興発展することは、当然町全体の発展につながるものであり、今後とも、町の施策と連携を図りながら、さらに活力ある地域づくり等に活躍されることを期待する。



～お早めにお申し込みください～

## 検診無料クーポン券の期限がせまっています！

健康子育て課健康推進係 ☎(52)5045

町では、毎年度該当する年齢の人が無料で検診を受けられるように、無料クーポン券を発行しています。令和7年度対象の人は、1月末まで検診を受けることができます。この機会にぜひ検診を受けましょう！

- ◆実施期間／1月30日(金)まで※土日・祝祭日・年末年始以外の平日
- ◆検診場所／げんき館(高島町健診センター) ◆検診料金／無料
- ◆対象者／下記の表の各検診項目で、すべての条件に該当する人
- ◆申込方法／高島町健診センター(☎52-1116)に電話でお申し込みください。

※受診希望日1週間前までをお願いします。

- ◆持ち物／無料クーポン券(対象者に令和7年4月下旬ごろに送付しています。)  
※紛失した人は、健康子育て課健康推進係にお問い合わせください。

検診名	乳がん検診	子宮頸がん検診	前立腺がん検診	肝炎ウイルス検診
条件①	検診受診時、高島町に住民票がある人			
条件②	41歳 昭和59年4月2日～ 昭和60年4月1日	21歳 平成16年4月2日～ 平成17年4月1日	51歳 昭和49年4月2日～ 昭和50年4月1日  61歳 昭和39年4月2日～ 昭和40年4月1日	41歳 昭和59年～昭和60年 46歳 昭和54年～昭和55年 51歳 昭和49年～昭和50年 56歳 昭和44年～昭和45年 61歳 昭和39年～昭和40年 66歳 昭和34年～昭和35年  各年 4月2日～ 4月1日 生まれ
条件③	女性のみ	女性のみ	男性のみ	今まで町の検診、医療機関、検査機関等で肝炎ウイルス検査を受けたことがない人

 **窓口で利用できるキャッシュレス決済が増えました**  
**お知らせ** 町民課住民年金係 ☎(52)1345

12月1日(月)から、一部窓口で交付する証明書等の支払いに利用できるキャッシュレス決済の種類が大幅に増加しました。簡単・便利なキャッシュレス決済をぜひご利用ください。

◆**対象窓口**／町民課、税務課 ※このほかの窓口では、**キャッシュレス決済は利用できません。**

◆**対象となる手数料**／

- ・住民登録に関する証明書交付手数料(住民票の写し、住民票記載事項証明書等)
- ・戸籍に関する証明書交付手数料(戸籍謄抄本、戸籍の附票等)
- ・印鑑登録証明書交付手数料
- ・税に関する証明書交付手数料(所得・課税証明書、評価証明書、納税証明書、土地家屋名寄帳等)
- ・自動車臨時運行許可(仮ナンバー)手数料 等

◆**利用できるキャッシュレス決済**／

【**クレジット払い**】

VISA、MasterCard、ダイナースクラブ、アメリカン・エクスプレス、JCB、銀聯、ディスカバー

【**電子マネー**】

交通系電子マネー(Suica、PASMO ほか)、nanaco、WAON、楽天Edy、QUICPay ほか

【**二次元コード決済**】

楽天ペイ、d払い、auPAY、メルペイ、ゆうちょPay、FamiPay ほか

※PayPayは引き続き利用できます。

※電子マネーおよび二次元コード決済は事前にチャージが必要な場合があります。役場では、チャージできませんのでご注意ください。

 **令和8年度 公立高島病院看護師等奨学資金貸付制度**  
**看護師等奨学資金の貸付を行います**  
**支援** 公立高島病院総務課 ☎(52)1500

公立高島病院では、看護師等の養成施設に在学する人へ月額7万円の奨学資金の貸付を行います。

◆**応募資格**／次の①～④すべてに当てはまる人

- ①看護師等養成のための学校もしくは養成所(以下「養成施設」という)に在学している、または在学が決定した人
- ②養成施設を卒業後直ちに公立高島病院に看護師として勤務する意思がある人
- ③同種の奨学資金の貸付を受けていない人
- ④奨学資金の貸付決定を受けてから10日以内に、連帯保証人(父母も可能)を立てられる人

◆**募集人員**／2人程度

◆**募集期間**／1月6日(火)～2月3日(火)

◆**選考方法**／1次選考：書類審査 2次選考：個別面接

◆**貸与金額**／月額7万円(無利子)

◆**貸与期間**／原則として、令和8年4月から養成施設を卒業する月まで、3か月分ごとに貸付けます。

◆**応募方法**／必要書類を郵送または持参してください。

◆**送付先**／〒992-0351

高島町大字高島 386 番地 公立高島病院 総務課

■**提出書類**■

- ①看護師等奨学資金貸与申請書
- ②履歴書
- ③成績証明書(養成施設または最終出身校のもので、かつ発行から3か月以内)



▲高島病院ホームページ

※①②はホームページからダウンロードできます。

**Children** **来々っ子登場**

**満1歳** になるお子さんを募集します

令和8年2月号に掲載するのは、令和7年2月中に生まれた町内在住のお子さんです。

- ♪申込締切／1月5日(月)
- ♪申込方法／写真を持参のうえ企画課までお越しいただくか、下記二次元コードからお申し込みください。
- ♪現像済み写真・データ共に可能です。写真は編集の後ご返却します。
- ♪申込先／企画課情報戦略係 ☎(52)4476



申し込みはこちらから▶



 **つばは**  
**紡葉ちゃん**  
 (屋代地区)  
 人見知りせず誰にでもニコニコです♡!

 **ひなこ**  
**日向子ちゃん**  
 (糠野目地区)  
 歌と納豆ご飯が大好きです♡



## 交通事故死の約2倍!? 冬の入浴中の事故に気をつけましょう

健康子育て課健康推進係 ☎(52)5045

冬季は入浴中に気を失い、浴槽の中で溺れる事故が多くなります。  
冬に事故が多くなる原因の一つは、急な温度差による血圧の急激な変化です。

### 【入浴中の事故を防ぐワンポイント】

#### ①入浴前に脱衣所や浴室を暖めておく

- ◎脱衣所をストーブ等で暖めておく。
- ◎湯を浴槽に入れる時にシャワーから給湯する。
- ◎浴槽の湯が沸いたところで、十分にかき混ぜて蒸気をたて、ふたを外しておく。



#### ②湯温は41度以下、お湯につかる時間は10分までを目安にする



#### ③浴槽から急に立ち上がらない



#### ④食後すぐの入浴や、飲酒後、医薬品服用後の入浴は避ける



✕食後すぐ ✕飲酒後 ✕医薬品服用後

#### ⑤お風呂に入る前に、同居する家族に一声かける



#### ⑥入浴している家族の動向に注意する



## 公立高畠病院からのお知らせ

◆問合せ先/公立高畠病院 ☎(52)1500



### 【1月の土曜開院日】10日、24日

受付時間/8時30分～11時30分  
(再来機での受付:8時～)

### 【マスクの着用について】

新型コロナウイルス感染症に限らず、様々な感染症への感染防止の観点からマスク着用をお願いします。

### 【整形外科および皮膚科の受診について】

整形外科および皮膚科が大変混み合っています。予約以外での受診の場合は、必ず電話でご確認ください。

### 【外来受診について】

下記に当てはまる人は、感染拡大防止のため外来受診をお控えください。

#### ①新型コロナウイルス感染症に感染後、7日以上経過していない人

新型コロナウイルス感染症罹患後10日程度経過するまでは、ウイルス排出の可能性があります。感染予防対策として、新型コロナウイルス感染症罹患後は、最低7日間は受診をお控えください。

#### ②同居人が新型コロナウイルス感染症に感染している人

濃厚接触者の場合、症状がなくても感染性のウイルスを拡散することがあるため、3日間は受診をお控えください。

※定期受診で内服薬等が必要な人や体調が悪く受診が必要な人は、事前にご連絡ください。

### 【糖尿病教室について】

1月および2月の糖尿病教室はお休みです。3月は開催を予定しています。詳細は広報2月号等にてご案内します。

◆問合せ先/公立高畠病院栄養管理科 ☎(52)1500



# 民生委員・児童委員は あなたの身近な相談員です

◆問合せ先／福祉課地域福祉係 ☎(52)3564

民生委員・児童委員に連絡を取りたい場合は、  
上記までお問い合わせください。

木村達彦 会長



委員や関係機関との連携を密にし、地域住民のみなさんの身近な相談相手としてお手伝いしていきたいと思ひます。  
お気軽にご相談ください。

令和7年12月1日  
民生委員・児童委員 一斉改選

12月1日付で民生委員・児童委員が新しく選任されました。  
これから3年間、それぞれの担当地区で活動するみなさんを紹介しします。

民生委員・児童委員  
をご存知ですか？

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された無報酬のボランティアです。住民の立場に立って相談を受けたり、必要な支援を行ったりしています。

すべての民生委員は児童委員を兼ね、子どもにかかわる相談も行っています。また、民生委員・児童委員の中から厚生労働大臣に指名されて、妊産婦や子どもに関する支援活動等を専門に行う主任児童委員がいます。

こんな活動を  
しています

- 〓 民生委員・児童委員 〓
- 〇 福祉に関する心配事や相談を受け、解決のお手伝い
- 〇 ひとり暮らし等の高齢者への声かけ・安否確認等の見守り活動や支援が必要な世帯の状況把握
- 〇 福祉に関する情報提供や関係行政機関等への連絡
- 〓 主任児童委員 〓
- 〇 児童福祉関係機関との連携・協力
- 〇 児童委員との連携による、問題を抱える児童・家庭等への相談援助

長い間ありがとうございました

(退任される25人のみなさんです)

鈴木 幸雄さん (大町二・横町)

阿部八重子さん (大町三)

武田 浩司さん (幸町三)

菅原 徳幸さん (北目)

森 英治さん (安久津一・安久津二)

高橋 正明さん (泉岡)

宇佐美光美さん (上宿)

高梨香代子さん (入)

渡部 和浩さん (根岸)

高橋 忠昭さん (東本町・西本町・川沼)

山木 恵子さん (亀岡一・二・三・文殊ヶ丘)

近野 恭博さん (露藤上・中・下)

平 正一さん (中和田東部・中和田西部)

皆川美知子さん (下和田12・下和田南の一部)

渡部 昭二さん (馬頭東・馬頭西)

富士川麗子さん (佐沢上・佐沢下・南佐沢)

木村 忠広さん (三軒屋・上町)

落合 雅幸さん (仲町・宮町・家中)

吉田 健一さん (共栄・上平柳)

近野こみちさん (沢口の一部)

金子 剛さん (西町)

竹田 久恭さん (津久茂・夏刈)

竹田 和美さん (中瀬・石岡)

服部 登さん (上山崎・若葉平・前山駅東団地)

高橋 律子さん (主任児童委員 屋代・糠野目地区)

※ ( ) 内は担当区